

中国の実用新案の実態と、 上位出願人の知財戦略・訴訟の分析

国際第3委員会
第3小委員会*

抄 録 中国における実用新案は、特許以上の出願件数があり、2009年のシュナイダー事件などの判決により有効な知的財産権であると言われているが、件数が膨大であることや、調査検索ツールが特許ほど整備されていないこともあり、その詳細な実態は不明であると思われる。

また、シュナイダー事件判決を契機とした一時期の実用新案ブームが落ち着いた現在では、外国企業で中国実用新案権を活用する機会が減ってきていると思われる。

本稿では、このような状況下にもかかわらず増え続ける中国の実用新案の実態を調査するとともに、上位出願人の知財戦略と、実用新案権を活用した訴訟の分析を行うことにより、中国の実用新案の実態と効力や、実用新案権を活用している企業（主に中国企業）の知財戦略について分析した。

目 次

1. はじめに
2. 実用新案権の有効性
 2. 1 概 要
 2. 2 権利化スピード
 2. 3 無効審判での無効化可能性
 2. 4 侵害訴訟提起のリスク
 2. 5 実用新案権の活用の実情
3. 実用新案権の出願・登録動向
 3. 1 出願件数ランキング
 3. 2 維持率による分析
 3. 3 出願目的に関する検討
 3. 4 出願件数の推移に関する検討
4. 大学・国有企業の出願分析
 4. 1 量の蓄積
 4. 2 ハイテク企業認定管理弁法
 4. 3 職掌と特許件数
 4. 4 量の蓄積から質の重視へ
5. 民間企業の実用新案権の活用分析
 5. 1 訴訟事例：美的集団vs珠海格力電器
 5. 2 訴訟事例：九陽股份
 5. 3 訴訟事例：Goertek社
 5. 4 外国企業の分析：Bosch社

6. 提 言
7. おわりに

1. はじめに

中国における実用新案は、特許以上の出願件数があり、2009年のシュナイダー事件などの判決により有効な知的財産権であると言われているが、件数が膨大であることや、調査検索ツールが特許ほど整備されていないこともあり、その詳細な実態は不明であると思われる。

また、シュナイダー事件判決を契機とした一時期の実用新案ブームが落ち着くとともに、2019年11月1日施行の専利審査指南改正において特実併願のうちの特許出願に対して優先審査が行われないことが明確に規定され、あわせて特実併願を行った場合の特許出願の審査が実質的に遅延することになったとのことであり、特

* 2019年度 The Third Subcommittee, The Third International Affairs Committee

実併願（特実同日出願）で、早期に実用新案を権利化しておいての特許権利化の効果が薄れてきたため、日本企業で中国実用新案権を活用する機会が減ってきていると思われる。

本稿では、このような状況下にもかかわらず増え続ける中国の実用新案の実態を調査するとともに、上位出願人の知財戦略と、実用新案権を活用した訴訟の分析を行うことにより、中国の実用新案権の実態と効力や、実用新案権を活用している企業（主に中国企業）の知財戦略について分析した。

本稿は、2019年度国際第3委員会において、霧生直人委員長（日産自動車）の下、同委員会第3小委員会の下記6名が担当した。

氏原大介（パナソニック、小委員長）

一戸大吾（JSR）

欧陽ゲツ（ソニー）

原田亮一（NEC）

丸岡俊陽（AGC）

米川紘輔（トヨタ自動車）

2. 実用新案権の有効性

2.1 概要

実用新案権の保護対象は、中国、日本で、法律上の定義において実質的に差はない。中国の実用新案は、対象が方法ではなく製品で、形状・機能の改善に限定されるとともに、保護期間は10年である。また、特実併願も行うことができる。なお、登録要件においても実質的に差はないが、中国では、日本の特許法第29条の2の同一出願人の適用除外の規定がなく、同一の出願人が提出した先願は後願の抵触出願と判断すると規定されている（専利法22条）。

容易に権利化が可能であり、費用が安価であることは日本と変わらないが、中国において実用新案制度は日本と比較にならない程、広く利用されている。

中国では、特許権と実用新案権はいずれも専利法の保護対象であり、権利行使の場面においても、特許権と実用新案権はさほど区別を有さない。無効審判で無効化されにくく、特許と同程度の損害賠償金を請求し得る。また、権利行使後に実用新案権が無効となった場合に、損害賠償の責めに問われるというような日本に存在する制度は中国にはない。

以下では、実用新案権の有効性を、中国特有の実用新案制度の利点を中心に紹介する。

2.2 権利化スピード

中国での特許出願の場合、日本の場合と同様に、出願日（優先日）から1年6ヶ月後に公開され、審査請求により、実体審査を経てから権利付与される。

一方、中国での実用新案出願の場合は、実体審査が行われなため、方式審査の後、直ちに権利付与される。実用新案権は、特許権に比べ、権利付与までの期間が短く、権利付与されやすい。

また、実用新案出願の出願費用と登録料は、特許出願に比べて安価であり、実体審査は無審査であることから、出願審査請求の費用や拒絶理由通知書への応答費用が不要となり、出願から権利付与までに要する費用が、特許に比べてかなり安くなる。

さらに、日本では実用新案権者が「実用新案技術評価書」を提示しかつ警告をした後でなければ権利行使することはできない（実用新案法第29条の2）が、中国では、実用新案権者が評価書を提示する義務はない。

2.3 無効審判での無効化可能性

日本の条文上の進歩性の規定は、特許では、当業者が先行技術に基づいて容易に発明できないこと、実用新案では、当業者が先行技術に基づいて“きわめて容易”に考案できないことと

規定され違いがあるが、審査基準においては特に明確な差は規定されていない。

一方、中国においては、特許では、“際立った”実質的特徴及び“顕著な”進歩を有すること、実用新案では、実質的な特徴及び進歩を有することと規定されている。さらに、審査指南においては、先行技術の組み合わせにより進歩性を否定する場合、原則、実用新案については同一の技術分野の先行技術文献しか考慮されず、3件以上の先行技術文献の組み合わせでは進歩性が否定されないとされている（審査指南第四部第六章）。

すなわち、法律上は、日本と中国の何れも特許と実用新案の差があるが、日本では審査基準を含めて明確な差が無く、中国では審査指南を含めて進歩性が明らかに低く設定されている。

以上の違いは、中国で実用新案に対して進歩性欠如を理由として無効審判を請求した場合、進歩性の基準が低く、しかも先行技術文献が限定されるため、特許に比較して、無効化されにくいことを意味している。

2. 4 侵害訴訟提起のリスク

権利行使等における権利者の責任について、日本では、相当の注意を払うことなく権利行使した後に実用新案権が無効となった場合は、権利者が自己の無過失を立証しない限り損害賠償責任が生じるとされており、実用新案権と特許権で差を持たせている一方、中国では、実用新案権と特許権に差は無く、権利行使後に実用新案権が無効となった場合において、権利者が悪意で他人に損害を与えたときは賠償責任が生じるとされている。

中国では、権利者が自己の権利が無効であることを知っていた等の事情がない限り損害賠償責任は生じず、日本よりも権利者の責任は軽い。実務上、悪意に関する立証は難しく、かつ、悪意の有無については裁判所も非常に慎重に判断

を行うので、実用新案権に基づき訴訟を提起した後に権利が無効とされた場合でも、被疑侵害者に損害賠償金を支払うリスクは、さほど大きくない。

2. 5 実用新案権の活用の実情

中国企業が原告である実用新案権の侵害訴訟で、損害賠償金額が高額だった事件としては、正泰集団とシュナイダー（仏）の事件の約83億円や武漢晶源環境工程有限公司と富士化水工業（日）等の約10億円の事件がよく知られている¹⁾。

最近では、中国企業同士の侵害訴訟で高額な損害賠償請求を行っている事件もある。その中でも特に中国で過去最大の専利侵害訴訟の損害賠償請求額として約160億円を請求している原告の江蘇通領科技有限公司（以下、通領科技）と被告の公牛集团股份有限公司（以下、公牛）の電源タップに関する事件が注目されている²⁾。原告、被告とも電源タップに関しては中国のトップクラスのメーカーであり、大手同士の訴訟である。

通領科技が公牛を相手取って起こした訴訟は10件で、2019年1月より審理が開始されている。通領科技が、公牛の製品に、通領科技の特許権及び実用新案権を許可なく使用しているとして、訴訟を提起している。損害賠償請求額が9.99億元（約160億円）と高額でありその行方が注目されている。

以上のように、以前は中国企業が外国企業を相手取り、訴訟を提起し、高額な損害賠償金を勝ち取るというケースが多かったが、最近は中国企業も成長し、その事業規模も大きくなり、中国企業同士の争いが多くなってきている傾向にあり、実用新案権の活用も依然として中国国内で活発に行われている。

3. 実用新案権の出願・登録動向

中国の実用新案の出願件数は、図3-1に示

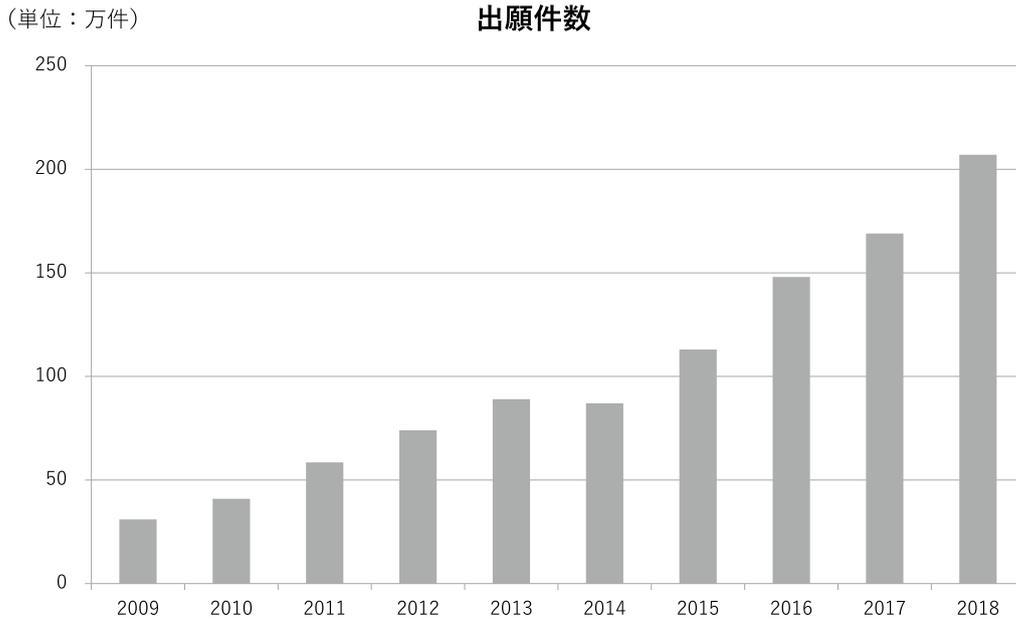


図3-1 実用新案の出願件数

すように、急激に増加している。2009年から2018年にかけては毎年10%~40%で増加し、2018年時点で200万件を超えている。

なお、ここに示す図・表の作成には、特許データベースから抽出したデータを用いている。よく知られているように中国出願人の出願人名称は、法人格標記のゆれ、地域名付記の有無、表記ゆれなど名寄せが必要であり、データベース固有の名寄せ機能などを用いて極力正確性を求めたが完全ではなく、あくまで全体像を概観するための情報として参照されたい。

3.1 出願件数ランキング

出願件数のランキングを表3-1に示す。特にランキングトップの国家电网(State Grid corporation of China)が膨大な件数を出願しており、2013~2014年の2年間は1万件超を出願している。

件数トップの国家电网に続いて、美的集団らが2,000件程度で続いており、一出願人の出願件数としては特許出願に対して劣るものではない。また特許出願では上位にランキングされるファーウェイやZTEは見られなかった。

件数上位に入る出願人としては国家电网や広東电网、中国石油天然気集団などの国有系企業や、浙江大学、ハルビン理工大学などの大学関係、美的集団、珠海格力電器の民間企業がみられた。

3.2 維持率による分析

前述のように、実用新案の出願件数は、2009年から急増し、2018年時点で200万件を超えている。これら莫大な件数の出願のすべてが、権利行使・権利活用を目指したものであるのか、筆者らは疑いを持った。とりわけ、複数の大学が、2015年以降に出願件数ランキングに出現し、急激に出願件数を増加させているが、これらの大学のすべてが、権利行使や権利活用を目指して出願していたのか疑問である。これらの疑問に対する検証のために、出願件数のランキング上位の出願人に関して、維持および放棄である出願・権利の割合を確認して分析した。

ここで維持・放棄とは、使用したデータベースにおける実用新案の分類情報であり、それぞれ実用新案の権利に関し、権利状態の終止区分の情報の有無を示す。例えば登録後に年金が支

表3-1 実用新案の出願件数ランキング

	2014	2015	2016	2017	2018
1	国家電網 ：12,381件	国家電網 ：12,132件	国家電網 ：9,830件	国家電網 ：7,147件	国家電網 ：4,021件
2	美的集団 ：2,070件	美的集団 ：3,346件	美的集団 ：2,740件	美的集団 ：2,925件	美的集団 ：2,345件
3	珠海格力電器股份 ：1,882件	中国石油天然気 ：1,852件	珠海格力電器股份 ：2,019件	珠海格力電器股份 ：2,015件	珠海格力電器股份 ：2,130件
4	安徽江淮汽車 ：1,387件	安徽江淮汽車 ：1,817件	山東科技大学 ：1,575件	四川農業大学 ：1,377件	広東美的の制冷設備 ：1,463件
5	浙江吉利控股集团 ：1,115件	浙江大学OCEAN ：1,390件	中国石油天然気 ：1,348件	佛山市順徳区美的 電熱電器製造 ：1,375件	広東電網 ：1,411件
6	BOEテクノロジー ：1,077件	珠海格力電器股份 ：1,191件	ハルビン理工大学 ：1,220件	中国石油天然気 ：1,239件	四川農業大学 ：1,395件
7	中国石油化工 ：1,073件	広東梅雁吉祥水電 ：1,132件	安徽江淮汽車 ：1,025件	山東科技大学 ：1,227件	九陽股份 ：1,049件
8	中国石油天然気 ：953件	中国石油化工 ：1,026件	長安大学 ：1,016件	中国石油化工 ：1,009件	中国石油天然気 ：1,026件
9	北汽福田汽車 ：889件	佛山市順徳区美的電 熱電器製造 ：1,023件	嘉興職業技術学院 ：963件	三峡大学 ：1,002件	佛山市順徳区美的電 熱電器製造 ：987件
10	北京汽車 ：829件	中国鋳業大学 ：966件	BOEテクノロジー ：951件	ハルビン理工大学 ：865件	GOERTEKINC ：911件

払われず、権利放棄が確定している場合には、それを示す終止区分の情報が付与され、放棄された権利となる。さらに維持率・放棄率とは、全出願に対する維持・放棄の権利の割合を示す。

表3-2に、ランキング上位の出願人の過去5年間（2012-2017）に出願された実用新案の維持率を示す。

ランキング上位の出願人による権利の維持率を見ると、一律一様ではなく、極めて高い維持率の出願人から低い出願人まで、傾向が大きく分かれた。検討のために、維持率の傾向に従って出願人を3分類して分析する。

3.3 出願目的に関する検討

維持率が90%以上で極めて高いグループには、美的集団（Midea Group Co. Ltd.）や、九陽股份（Joyoung Group Co. Ltd.）などの、民間企

業が多く含まれる。これらの出願人は、維持年金の費用を負担して、登録後にはほぼ全件の権利を維持している。権利維持の目的は、ポートフォリオの強化による競合他社への牽制、他社への権利行使を含む権利活用と推測される。

維持率40%以上90%未満のグループには、浙江大学と国有企業（国家電網、および江蘇省電力公司）が含まれる。これらの出願人は、権利を選別して放棄し、選択的に一部の権利を維持している。出願人それぞれの状況に応じて、維持費用と、ポートフォリオ強化とのバランスを図っていると推測される。なお浙江大学は、中国では評価の高い一流大学として知られる。

維持率40%未満の出願人はすべて大学であった。これらの出願人は、登録までしか費用を払わず、それ以降の維持年金はほとんど支払っていない。これらの出願人は、ポートフォリオを

表3-2 実用新案の上位出願人の権利維持率（2012-2017年出願）

維持率による分類	出願人名	維持率
①90%以上	九陽股份	100%
	佛山市順徳区美的電熱電器制造	99%
	浙江绍兴苏泊尔生活电器	99%
	OPPO	98%
	広東電網	97%
	GOERTEK INC	96%
	BOEテクノロジー	95%
	美的集团	94%
	広東美的制冷設備	94%
	中国石油天然気	94%
	安徽江淮汽車	94%
	珠海格力电器股份	90%
	北汽福田汽車	90%
	②40%以上, 90%未満	吉利汽車
江蘇省電力公司		75%
国家電網		69%
浙江大学		44%
③40%未満	ハルビン理工大学	30%
	昆明理工大学	30%
	四川農業大学	29%
	山東科技大学	21%
	嘉興職業技術学院	6%

強化や充実させることや、権利行使といった権利活用にはまったく関心が無く、もっぱら出願実績のみが目的と推測される。

3. 4 出願件数の推移に関する検討

次に維持率の違いによる出願件数の推移を分析する。維持率が40%未満の出願人の出願件数の推移を図3-2に、維持率90%以上の出願人の出願件数の推移を図3-3に示す。なお表3-2に分類される出願人のすべてを含めるとグラフが煩雑となるため、図3-2と図3-3に示すのは、それぞれの分類に属する出願人の一部である。

図3-2に示される維持率が40%未満の出願人は、類似して2012年あたりから2015年頃まで

件数が急激に増加する傾向が見られる。出願件数が類似した要因は、法制度の改正や政策など、これらの出願人に共通の外的要因が推測される。

図3-3に示される維持率の高い出願人においても、ほとんどの出願人は、右肩上がりに出願件数を増加させているものの、吉利汽車（Geely Automobiles Inst ZJ）のように2012年をピークに以降減少となる出願人もある。また珠海格力電器（Zhuhai Gree Elec appliances）のように2011年から2012年に急増が見られる出願人もあれば、九陽股份（Joyoung Co., Ltd.）のように2015年から2016年に急増がみられる出願人もある。これらのことから維持率の低い出願人の場合と異なり、維持率の高い出願人においては、出願件数の推移は、出願人ごとに異なる動

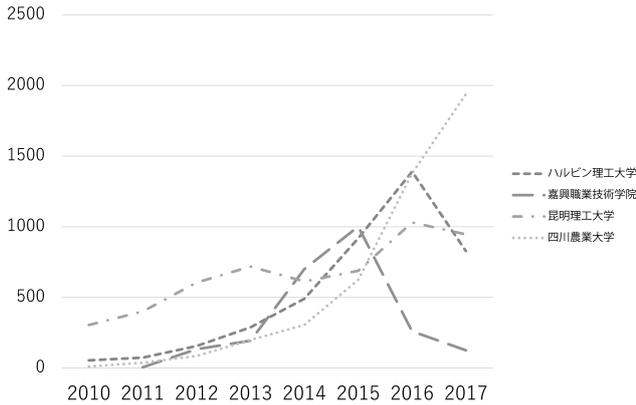


図3-2 維持率の低い出願人の出願件数推移

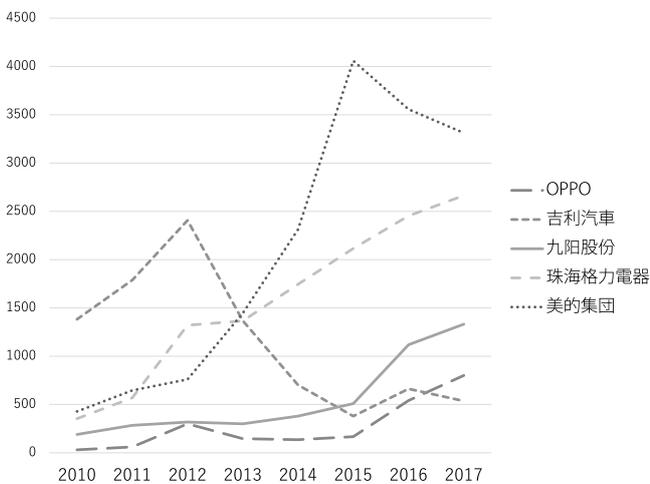


図3-3 維持率の高い出願人の出願件数推移

向が見られる。維持率の高い出願人の出願件数の推移には、訴訟・係争や事業動向など、出願人それぞれの個別要因が影響していると思われる。

4. 大学・国有企業の出願分析

大学や国有企業による実用新案権の維持率が低い要因として、中国の政策や制度の変化が推測される。そこで、中国の政策や制度の変化を調査し、ここ数年で実用新案の出願件数が急増した背景を探り、そして、維持率が低い出願人の目的などを検討した。さらに、法制度や政策の最新の方向性から、今後の方向性を考察した。

4. 1 量の蓄積

2001年、中国はWTOに加盟するため、知財環境を整えている。そして、知的財産の創出、利用、保護、および管理機能を高めるため、2008年に国務院から発表された「国家知的財産戦略綱要」において、「2013年までに自主知的財産権のレベルを大幅に高め、国内出願人の発明特許の年間認可量は世界の上位に入り、外国特許出願も大幅に増加していく目標」を明確化し、量の蓄積段階に入った。

さらに、「専利審査業務「十二五」計画（2011～2015年）」で、2015年までに特許出願75万件、実用新案出願90万件、意匠出願80万件、国際出願5万件との具体目標を確立し、税優遇措置、金融支援を導入し、専利権の譲渡・ライセンスを活発化させ、またハイテク企業として認定された場合は法人所得税率が25%から15%に減税されるなどの施策が実施された。ここまでの一連の政策によって、中国の専利権の量が継続的に大幅に増加した。2016年の集計では、「十二五」計画の期間に出願件数が急増し、特許403.4万件、実用新案421.4万件、意匠297.2万件となった。

4. 2 ハイテク企業認定管理弁法

ハイテク企業認定管理弁法は、2008年に実施され、ハイテク企業として認定されれば、租税優遇政策が受けられる制度である。なお、本章は大学・国有企業について分析している章であるが、ハイテク企業認定管理弁法は、国有企業に限ったものではないことを付け加えておく。例えば、認定された場合は、企業所得税優遇税率（15%）が受けられる。これに伴い、「ハイテク企業認定管理作業手引き」が配布されて具体的なハイテク企業認定基準が規定され、全体100点のうち知的財産権は、30点の配点が割り振られている。30点を取るためには、実用新案権、意匠権を6件または特許権を1件保有すれ

ば良い。即ち、特許権でなく実用新案権のみでも30点満点を取ることが可能である。そのため、ハイテク企業認定を取るために、積極的に実用新案を出願することも、実用新案の出願急増の一つの原因となるのではないかと推測される。

ただし、「ハイテク企業認定管理弁法」および「ハイテク企業認定管理作業手引き」は2016年に改訂され、ハイテク企業認定において、企業の知的財産状況を種類別に評価することになった。その結果、特許権、植物新品種、国家レベル農作物品種、国家新薬、国家一級漢方薬保護品種、集積回路の回路配置占有権等はⅠ類として評価され、実用新案権、意匠権、ソフトウェア著作権等（商標を含まない）はⅡ類として評価されることになった。Ⅱ類として評価される知的財産権は、ハイテク企業の申請に当たって1回しか使用できない。さらに、知的財産権の30点の内訳も、件数だけではなく、技術の進歩性、技術上の作用、取得方式、企業が標準に関与した状況も含めて評価されることになった。件数の要素は最大30点のうち8点を占め、Ⅰ類がなくⅡ類のみだと8点中、最大6点しか取れない。この改訂によって、実用新案の出願数はこれから下がる可能性がある。

4. 3 職掌と特許件数

国有企業の管理者に対して、2009年の「中央管理企業責任者経營業績考課弁法」改訂により、技術革新（知的財産権を含む）の基準が追記された。さらに、2013年の改訂により、技術成果の転換も追加された。国有企業の管理者に対する業績評価も、国営企業の知的戦略、職掌評価にも大きな影響を与えていると考えられる。

また、技術革新の具体要求は、地域、会社によって異なり、更に論文、特許は欠かせない要素である。知的財産権の種類によっても得点が異なり、例えば、特許権は実用新案権、意匠権より高い得点を得られる。また、地域、会社によ

って、特許権のみ有効なケースや、実用新案権は数件で特許権1件に相当するとされるケースもある。そして、職掌のレベルが高いほど、要求が厳しくなる。特許権のみ認められる状況が多いが、中級、初級レベルなら、実用新案権も認められるケースが多い。

実用新案権は、特許権より、短期間、費用の安さ、権利取得の確実性が高いなどの利点があり、論文に比べて、取得できる確率が高く、資産として、他社／他者への譲渡による報酬や発明補助金などの費用面の利点もあるので、大学の教師、一部企業の技術者たちに活用されている。

一度登録さえすれば評価され、その後の維持／放棄は評価に影響しないので、職掌の評価、個人、大学のアピール要素、補助金などの目的で実用新案が多く利用されることは、早い段階で放棄されたり、無効になった案件が存在する状況の要因の一つだと思われる。

4. 4 量の蓄積から質の重視へ

2017年1月13日、中国国務院は「『十三五』国家知的財産権保護及び運用計画」（以下、「本計画」という）を公布し、「十三五」知的財産権作業の発展目標及び主な任務を明確にした。目標及び任務の中に、実用新案権に関する量の目標が見られなくなった一方、知的財産権の品質や収益を高め、知的財産権に強い企業の構築を加速させ、知的財産権保護のレベルを向上させる作業を含む7つの項目の重点作業が提示された。

また、本計画は、知的財産権の法律完備、知的財産権保護、特許品質の向上、知的財産権に強い企業、知的財産権の評議、知的財産権の海外の権利行使、知的財産権の投資・融資サービス、知的財産権の情報公共サービスプラットフォームの構築、知的財産権文化の形成という合計9つのプロジェクトを明確にしている。

このように、本計画により、量を蓄積する段

階から質を重視する段階に入ったと考えられる。

2020年2月、教育部、国家知的財産局、科技部は「大学専利の質の向上、転化（技術移転）運用促進に関する意見」を公表した。中国の特許制度の発展に伴い、特許の量は、大学の技術革新への貢献度、研究レベルなどを評価する一つの指標になった。しかし、大学の出願件数及び登録件数が増加しつつ、技術成果の移転率はまだ全体的に低いという課題がある。本意見はこのような課題を解決するため、今まで、大学の知的財産における「量を重視、質を軽視」、「申請を重視、実施を軽視」という現状を改善するため、「質を優先、転化導向、政策引導」との基本原則に従って、2025年までに、大学の専利品質を著しく向上させ、専利運営能力を著しく増強させ、査定率及び実施率を世界一流レベルにするという目標を提出した。この目標を実現するため、以下の一連の具体施策も打ち出している。

- 1) 特許（実用新案を含む）転化などの科学技術成果の移転は、一流の大学等の評価の重要な指標として使用され、単に特許権（実用新案権を含む）の数を評価するのではなく、移転内容を重視する。
- 2) 大学の特許権（実用新案権を含む）の申請数と登録数のランキングを禁止する。
- 3) 専利出願申請をモニタリングして、非正常な（適正でない）専利出願申請が、四半期ごとに5件を超えるか年度内に全出願申請件数の5%を超えた大学に対して、次年度の中国専利賞の資格を与えない。
- 4) 大学への特許出願（実用新案出願を含む）への報奨金提供を停止し、特許登録の報奨金を大幅に減らし、徐々に報奨金を取り消し方向に進める。そして、報奨金の代わりに、発明者や研究チームに技術成果の移転収益率を上げることなどの「助成金」方式で報いる。

本意見の実施により、今後大学からは、実用新案の出願数を減らすことが予想される一方、技術成果の移転促進による大学の実用新案権の譲渡活動、ライセンス活動などの活用活動が活発になることが予想される。

5. 民間企業の実用新案権の活用分析

「3. 実用新案権の出願・登録動向」に記載した、中国の実用新案権の大きく二つの傾向である「大学・国有企業における実用新案の出願傾向」と「民間企業における実用新案の出願傾向」のうち、民間企業における実用新案権の活用戦略についての分析を行った。

分析方法としては、実用新案権での訴訟を活用している民間企業である「美的集団」、「珠海格力電器」、「九陽股份」、「Goertek社」を、実用新案権を積極的に活用している出願人として分析を行った。

5. 1 訴訟事例：美的集団vs珠海格力電器

訴訟事例として、美的集団（Midea Group）と珠海格力電器（Gree）の事例を分析するとともに、それぞれの企業の実用新案権の知財戦略について分析した。

美的集団と珠海格力電器は、Haierとともに、中国国内でのルームエアコンのシェアのトップクラスを構成する2社であり、エアコン販売台数においては世界市場でもトップクラスを占める2社である。

美的集団（Midea Group）は、中国広東省佛山市に本社を有する1968年設立の株式会社であり、従業員は約15万名、売上高は約4兆円（約2,600億元）の巨大企業であり、白物家電では世界トップの企業である。空調機器や冷蔵庫などを幅広く手掛ける総合家電メーカーであり、東芝の白物家電電子会社である東芝ライフスタイルや、産業用ロボットの世界的大手であるドイツのKUKAを2016年に買収したことで日本で

も有名である。実用新案出願数では、前述の表3-1に示すように、例えば2018年は美的集団として第2位であるとともに、Top10にグループ企業が複数ランクインしている。また、実用新案権の維持率も、前述の表3-2に示すように、90%以上の高い維持率である。

一方、珠海格力電器（Gree）は、中国広東省珠海市に本社を有する1991年設立の株式会社である。筆頭株主は、2019年12月までは珠海市国資委が100%を保有する地方国有企業である珠海格力集団であったが、2019年12月より珠海明駿投資合夥企業となっている。売上高は約3兆3,000億円（約2,000億元）の巨大企業であり、世界トップクラスである空調機器（エアコン事業）だけでなく、近年は、冷蔵庫や洗濯機などの生活家電やAI機器などに事業拡大している。実用新案出願数では、前述の表3-1に示すように、例えば2018年は第3位である。また、実用新案権の維持率も、前述の表3-2に示すように、90%以上の高い維持率である。

ここで、表5-1と表5-2に、2017年以降の美的集団と珠海格力電器の間の主に空調機器（エアコン）に関する知財侵害訴訟件数を、特許権、実用新案権に分類して集計した。なお、特許権か実用新案権かいずれの権利かが不明な案件は不明としている。この件数に関しては、Darts-iP社の判例調査ツールDarts-iPに収録されているデータに基づいて小委員会メンバーがまとめた。

表5-1 2017年以降の美的集団が原告で珠海格力電器が被告の知財侵害訴訟件数

特許	実新	不明	合計
2	2	2	6

表5-2 2017年以降の珠海格力電器が原告で美的集団が被告の知財侵害訴訟件数

特許	実新	不明	合計
2	3	3	8

これら表から、中国のみならず、世界でエアコンのトップシェア争いをしている美的集団と珠海格力電器との間の知財侵害訴訟において、特実いずれかが判明している9件のうち5件が実用新案権を用いた訴訟となっていることが分かる。

美的集団と珠海格力電器の知財侵害訴訟情報より、美的集団も珠海格力電器も、特許権や意匠権のみならず、実用新案権も活用した知財戦略を行っていたため、それぞれの企業における特許と実用新案の出願動向の比較を行った。

表5-3と表5-4は、2017年から2018年の美的集団における特許と実用新案の出願技術分野の比較である。同じく、表5-5と表5-6は、2017年から2018年の珠海格力電器における特許と実用新案の出願技術分野の比較である。この調査は、パナソニック社の知財調査ツールPatentSQUAREを使用し、出願人名が美的もしくは格力を含む企業の特許と実用新案のIPCサブクラスを技術分類として分析した。

今回の調査でみられたIPCサブクラス（技術分野）は以下の内容である。それぞれのIPCサブクラスの概要を記載しているので、IPCサブクラスの詳細は、各自で確認されたい。

- A47J 加熱調理機等, A47L 掃除機等,
- F04C ポンプ等, F04D 流体ポンプ等,
- F24C ストーブまたはレンジ等,
- F24F エアコン等, F24H 加湿器等,
- F25B 冷凍庫等, F25D 冷蔵庫等,
- G06F データ処理等, H02K 発電機等

美的集団と珠海格力電器は、事業領域が異なるため、調査結果のIPCサブクラスは異なるが、いずれの企業にも当てはまる特徴は、同じ技術分野において、特許と実用新案を、ほぼ同数出願していることである。

発明、考案の詳細については調査していないため、高度な技術か否かは不明ではあるが、少なくとも特許と実用新案を同じ程度に活用した

表5-3 2017～2018年の美的集団の特許の出願技術分野

2017		2018	
F24F	2,136	F24F	1,482
A47J	1,054	A47J	604
F25D	510	A47L	391
A47L	398	F24C	374
F25B	377	F25D	192

表5-4 2017～2018年の美的集団の実用新案の出願技術分野

2017		2018	
A47J	2,160	F24F	1,857
F24F	1,568	A47J	1,803
A47L	506	A47L	623
F25D	336	F24C	483
F24C	306	F24H	265

表5-5 2017～2018年の珠海格力電器の特許の出願技術分野

2017		2018	
F24F	1,201	F24F	1,867
F25B	352	F25B	487
G06F	222	G06F	395
H02K	208	H02K	359
F04C	199	F04C	304

表5-6 2017～2018年の珠海格力電器の実用新案の出願技術分野

2017		2018	
F24F	938	F24F	1,442
F25B	276	H02K	423
H02K	244	F04C	385
F04C	229	F25B	374
A47J	151	F04D	259

出願戦略を採用していることが分かる。特に、エアコンの技術分野であるF24Fにおいては、継続して出願に注力していることが分かった。

これら分析より、中国企業の中でも大手企業である美的集団と珠海格力電器においても、知

財侵害訴訟に実用新案権をしっかりと活用していることと、特許と実用新案を同程度の件数で出願を続けていることが分かった。

日本企業である会員企業においては、翻訳費用等の関係により、実用新案権を出願戦略で活用することは困難であるかもしれないが、少なくとも中国の大手企業同士でも実用新案権を活用した訴訟合戦が行われていることは意識しておく必要があると考える。

5. 2 訴訟事例：九陽股份

訴訟事例として、九陽股份（中国語表記：九阳股份有限公司，英語表記：Joyoung Co., Ltd.）と浙江苏泊尔股份（中国語表記：浙江苏泊尔股份有限公司，英語表記：Zhejiang Supor Co., Ltd.）の事例を分析するとともに、それぞれの知財戦略について分析した。

九陽股份は中国の山東省済南市に本社を置き、前身である山東九陽小型家電株式会社（山東九阳小家电有限公司）から2002年に設立の会社である。家庭用豆乳製造機をはじめ、小型家電の製造販売を手掛けるメーカーである。伝統的に豆乳製造機が得意であったが、近年、小型調理家電へ製品カテゴリーが拡大している。前述の表3-1に示すように、2018年の実用新案出願件数ランキングの7位に九陽股份が入っている。また前述の表3-2に示したように、九陽股份の実用新案の維持率は100%と非常に高い。

浙江苏泊尔股份は浙江省杭州市に本社を置き、1994年に設立された調理器具および小型家電メーカーである。杭州、紹興、武漢、ホーチミンの5つの主要な研究開発および製造拠点を持ち、従業員は約1万人である。2007年にフランスの調理器具／小型家電メーカー大手のSEBグループに買収されている。

2011年以降、九陽股份と浙江苏泊尔股份は、北京、山東、浙江省で特許侵害と特許無効の民事訴訟と行政訴訟を開始し、2015年に浙江省高

級人民法院の下、26件の特許侵害訴訟11件の特許無効化行政訴訟に関する和解が成立している。九陽股份は浙江苏泊尔股份に対し、主に豆乳製造機に対して権利主張した。(例：実用新案ZL200920291188.4, ZL200920133824.0, 特許ZL200410036418.4等)

一方、浙江苏泊尔股份は九陽股份に対し、豆乳製造機ではなく小型調理器具に対して権利主張を行った。(例：実用新案ZL200620103885.9 (圧力鍋), ZL200820167016.1 (IH調理器), 意匠ZL201130019043.1 (電気ポット) 等)

次に出願動向の解析を行う。九陽股份の特実の出願動向を解析すると特許と実用新案は約1：6の件数比率で出願されており、実用新案重視の傾向が見られる。これは九陽股份が扱う調理器具や小型家電が構造物であり、またライフサイクルが比較的短く実用新案の保護範囲に適しているからと考えられる。また、浙江苏泊尔股份との訴訟前後で特実共に出願件数が増加している。訴訟が提起されてから増加傾向にあり、和解があった2015年に比べて翌2016年は約2倍に急増した。また同時期のIPC別の出願動向を分析すると九陽股份が伝統的に得意であった豆乳製造機関連のIPCであるA47J31C (飲料を作る装置), A23C (乳代用品) ではなく、小型調理家電に関連したIPCであるA47J27 (加熱調理機), A47J36 (加熱調理機の部品), A47J43 (その他, 食品調理器具) 等、で件数が急増していた。これは九陽股份が元々得意としてきた豆乳関連事業から、豆乳製造機以外の小型調理家電に参入するにあたり、苏泊尔のような先行メーカーに対抗するため、早急に知財ポートフォリオを構築しようとしたからと考えられる。

浙江苏泊尔股份についても九陽股份と同様、特許よりも実用新案の出願件数が多い。特許と実用新案は約1：6の比率で出願されており実用新案重視の出願傾向が見られる。また2015年から2016年に急増しており九陽股份との訴訟の

結果を踏まえ、九陽股份のような後発メーカーに対し守りを固めるべく知財ポートフォリオをより強固にしたと考えられる。

このように小型調理家電の分野においては製品の特徴から実用新案が有効と考えられる。また競争が激しいことから、各メーカーは権利活用を見据え早期にポートフォリオを構築するため、実用新案を重視の戦略をとっていることが分かる。

なお、この調査は、パテント・リザルト社の知財調査ツールBiz Cruncherを使用し、出願人名が九陽股份もしくは浙江苏泊尔股份を含む企業の特許と実用新案を分析した結果である。

5.3 訴訟事例：Goertek社

中国実用新案権の有効性を検証する上で、2013年から2014年にかけてGoertek社とKnowles社が濰坊市中級人民法院で争った特許侵害訴訟の結果が興味深い。この訴訟は、米国でKnowles社がITC (米国国際貿易委員会) に要請した3件の米国特許に関する特許侵害の申し立てに対抗する形で、Goertek社が中国で5件の中国特許・中国実用新案をもとにKnowles社に特許侵害訴訟を提起したことに端を発する。

Goertek社 (中国語表記：歌尔股份有限公司) は、2001年6月に中国・濰坊 (ウェイファン) で設立され、2008年5月中国・深センにて株式上場した民間企業である。主に精密コンポーネント (アコースティック, センサー, オプトエレクトロニクス, 3Dパッケージングモジュール) からスマートハードウェア (VR/AR, ウェアラブル, ヒアラブル, AI, ロボットなど) まで幅広い分野で研究開発, 製造, マーケティングを実施し、上場以来急速かつ安定的な成長を続けている。

Knowles社 (英語表記：Knowles Electronics, 1946年設立, イリノイ州) はMEMS技術により世界に先駆けて生産を開始し、圧倒的な世界

シェアを保持しているシリコンマイク、創業の製品で同様に高いシェアを持つ補聴器用マイク、高級インナーイヤフォン向け超小型スピーカー（BA）、最小ECMやカスタム製品、及び音響ソフトなどの音響トータルソリューションを提供している。

この訴訟で特筆すべきは、①Goertek社による特許侵害訴訟の提起が、Knowles社のITC要請後1か月で行われたこと、②Goertek社が提起した5件の中国特許権・中国実用新案権のうち4件が中国実用新案権であったこと、そして③Goertek社とKnowles社の訴訟が2014年4月に早くも終了し、Knowles社がGoertek社の権利を侵害していると認定され、損害賠償金が7,440万元（12億円～13億円）になったことである。

また、Knowles社はGoertek社の保有する特許権・実用新案権のそれぞれに無効審判を提起したが、1件の特許権及び2件の実用新案権は結果として維持された。維持されたGoertek社の特許権・実用新案権は、MEMS構造を具体化した請求項であり、マイクロフォンに搭載される回路基板やコンデンサ、サウンドホールといった一般的な構成でありKnowles社が事前に有効性を分析できない構造ではない。

現在、Goertek社とKnowles社はグローバルな範囲で和解し、クロスライセンス契約を結んでいる。しかし、設立されて間もない中国の新興企業が、米国の大企業に十分に対抗できたことは、中国という市場の大きさを踏まえると、グローバルでの知財権侵害の有無を争うことの難しさを理解する上で貴重な事例である。

参考情報であるが、Knowles社は、Goertek社が提供するシリコンマイクロフォンの特定製品が、特許7,439,616、特許8,018,049、および特許8,121,331の3つの米国特許を侵害しているとITCに主張した。一方で、Goertek社は実用新案ZL201020515145.2、ZL201020180613.5、

ZL200820187748.7、ZL201020001125.3、特許ZL200510115448.9の5件の中国特許権・中国実用新案権をKnowles社が侵害しているとして提訴した。

5. 4 外国企業の分析：Bosch社

Bosch社（英語表記：Robert Bosch GmbH）は世界60か国で事業を展開するドイツのグローバル企業である。中国進出も早く、1909年から現地で事業を展開しており、同社の売り上げも、中国がドイツ、米国に続く第3位である。

Bosch社は、前述の表3-1のランキングには出てこないが、実用新案権の累積保有件数が中国外企業の中ではトップクラスのため、外国企業の分析対象として選択した。

分析としては、古くから中国で事業を展開しているBosch社が、中国実用新案を活用しているか調査を実施した。

全体として、Bosch社グループ全体の中国特許・実用新案出願件数は2011年以降ほぼ2,000件/年前後と一定数を維持して推移している。実用新案出願件数は近年増加傾向にあるが、特許と比べると1/10と相対的に数は少ない（多い年で200件ほど）。2000年以前の実用新案出願は数件であり、また2003年頃から中国の現地法人が出願人として出願を始めているが、実用新案出願の顕著な増加は2008年～2011年までみられない。また、実用新案出願の件数の多い現地法人毎に上位IPC分類を確認すると、それぞれF02M、F25D、H05K、B25F、B62D、A47Lと様々であった。

この傾向から中国進出が早かったBosch社グループであっても、中国実用新案の積極的な出願は現地法人を設立した後であること、また現地法人の属性に応じてIPC分類と相関があることから、中国の特定の現地法人によって実用新案出願が積極的に行われている環境ではなく、それぞれの企業が一定数出願をしていることが

分かる。

6. 提 言

近年、中国での実用新案権の訴訟は、高額化・増加傾向にあるため、中国での実用新案権の訴訟リスクは増加していると思われる。

実用新案権が有効な技術分野(生活家電など)においては、中国企業同士でも、自社の主力事業を守るための実用新案権を活用した訴訟合戦が行われている。例えば、美的集団と珠海格力電器のエアコンに関する知財訴訟では、判明しているうちの約6割が実用新案権による訴訟であった。それに加え、これら2社では、徐々に特許にシフトはしているが、特許と実用新案の出願割合は、約半数が実用新案となっている。

また、中国の音響機器メーカーであるGoertek社は、米国市場での知財訴訟のカウンターに中国実用新案権で米国企業を提訴している。

すなわち、中国企業は、中国の実用新案権を武器として戦略的に活動している実態が見えてきた。

そのため、会員企業が中国で事業を行う場合、中国の特許だけではなく、中国の実用新案権にも注意を払わなければいけないことが、改めて確認できた。

なお、中国の実用新案権は特許以上の膨大な件数のため、全ての実用新案権を調査するのは難しい場合が多いと想定される。その場合は、例えば、競合民間企業に絞った調査を行う等で対象を厳選し、中国企業からの訴訟対策だけは行っておくことが望ましいと考える。

一方、大学や化学系を除く中央国有企業にお

いては、実用新案権の維持率より考察すると、権利活用ではなく、内部での評価や税率軽減、補助金を目的とした出願を行っていると推定された。中国政府の各種知財政策や大学等での職掌(個人の研究評価の指標)、ハイテク企業認定管理弁法の税率軽減の認定基準などに、実用新案権の件数があり、これらを目的としたものであると推測される。

7. おわりに

本稿では、特許以上の件数があるとともに調査検索ツールが整備されていないことから実態が不明である中国の実用新案の実態をひもとくとともに、上位出願人が「大学・中央国有企業における実用新案権の活用傾向」と「民間企業における実用新案権の活用傾向」の大きく2つの傾向にあることを見出し、それぞれの活用戦略について分析し、実務上の対応策を提案した。

本稿が、中国における実用新案権を活用した知財戦略の一助になれば幸いである。

注 記

- 1) 発明通信社 2015.1.5
https://www.hatsumei.co.jp/column/index.php?a=column_detail&id=74
(参照日:2019.8.22)
- 2) Nihon IR
https://www.nihon-ir.jp/china-patent_report_1903/
(参照日:2019.9.13)

(原稿受領日 2021年2月12日)